

亀井委員

まずはじめに県営団地のコミュニティの充実の取組について、それを中心に何点かお聞きしたいなと思います。

今回、常任委員会に神奈川県県営団地再生計画について報告がございましたが、我が党でも県営住宅をはじめ、今後、高齢化に対応していくことは大きな課題であると考えており、先の一般質問でも、我が会派の佐々木議員が健康団地についてコミュニティの充実という観点から何点か質問をさせていただいたところであり、そのことを踏まえて、何点か私も質問させていただきたいと思います。

まず、健康団地の取組においては、地元自治会のコミュニティ活動をしっかりと行っていることが重要だと思います。県では平成 23 年度にそうした自治会の活動を支援するモデル事業を実施しているということなのですが、県営団地の自治会ではどのような事業を行っているか、まず確認の意味でお聞きいたします。

公共住宅課長

県は平成 23 年度に、自治会など 47 団体において映画鑑賞といったコミュニティ活性化の取組や高齢者の見守り活動、交流サロンの運営といった支え合い活動を支援する事業を実施しております。

その中で八つの県営住宅の自治会でもモデル事業を実施しておりまして、具体的な例を少し申し上げますと、県営浦賀かもめ団地では青空市の開催や交流サロンの運営に取り組んでおります。また、阿久和団地では、一人暮らし高齢者等への訪問や電話による見守りや生活支援、こうした活動をしております。

亀井委員

今、浦賀かもめ団地の話が出ましたが、この団地では平成 25 年度から健康団地の取組を先行して行っていることは承知しておりますが、平成 23 年度のモデル事業との関係についてはどうなのでしょう。

公共住宅課長

浦賀かもめ団地では、今申し上げましたモデル事業で始めました青空市の開催、あるいは交流サロンの運営、これをモデル事業の期間終了後も、自治会が自主的にボランティアの方々などの協力を得ながら活動を続けてきておりまして、今回の取組、健康団地の狙いの一つである支え合い活動の仕組み、これが自治会に根付いているという状況でございます。

併せて、浦賀かもめ団地内には空き店舗がございまして、そこに医療や介護の事業を誘致するという事で地元の横須賀市と合意ができましたので、支え合い活動とそうした医療、介護サービスを一体的に提供することで、高齢者の生活を支援するという健康団地の取組を進める条件が整ってございましたので、第一弾として取り組むこととしております。

このように浦賀かもめ団地においては、平成 23 年度のモデル事業の取組が健康団地の取組につながり、今現在、更に発展しているという状況でございます。

亀井委員

では、浦賀かもめ団地の話で続きますが、今年度、空き住戸の活用に取り組んでいるということですが、どのように取り組んでいるか、具体的に伺いたいと思います。

公共住宅課長

まず取組に当たりまして、自治会や関係する医療機関、介護サービス事業者などに集まっておきまして、健康団地の取組そのものについて御理解をいただくというようなことから始めまして、その後、自治会を中心に空き住戸をどのように活用していくのか、話し合いを進めていただくということで行っております。

その結果、団地住民の相談を団地自治会の相談員がワンストップで受けまして、行政や医療、介護サービスにつなげていく、健康よろず相談会として活用するということが決まっております。現在、このよろず相談会の開始に向けまして、ボランティアの方々を対象に講習会を開催したり、医療機関、介護サービス事業所などによる支援体制づくりを行っているところでございます。

亀井委員

よろず相談という形なんですけども、今後、県は全ての県営住宅で健康団地の取組を進めていくということなのですが、そうなりますと、全ての団地で空き住戸を利用して、そのようなよろず相談というか、それだけではないと思いますけれども、そのようなものを考えていくという予定で理解していいでしょうか。

公共住宅課長

県営住宅はいろいろございまして、各団地ごとに建物などの状況が異なりますので、余剰地を活用する場合、あるいは空き施設を活用する場合、空き住戸を活用する場合、また一つだけでなくこれらを組み合わせて活用する場合といういろいろな活動拠点として考えていきたいというふうに思っております。

また、規模の非常に小さい団地の場合には、その建物内にそういったスペースの確保ができないというようなこともあろうかと思えます。そういったところでは周辺の地域と町内会を構成して、団地内で活動拠点を確保するのではなくて、公民館といった地域の施設を拠点として活動していくということもございます。

そうしたことから、空き住戸を活動拠点として活用するのかどうかについては、その団地でどのような活動を必要としているかといった内容や、あるいは団地内に空いている住戸がどれくらいあるのか、あるいは活動拠点として空き住戸以外にふさわしいところがその地域も含めてあるかどうか、そういったことを考慮しながら決めていきたいというふうに思っております。これはハード的なものと、それと自治会の方々と話し合いながら進めていくということで考えております。

なお、空き住戸を支え合い活動などの拠点として活用していくためには、いわゆる目的外使用となりますので、国土交通省の承認を得る必要もございます。

亀井委員

国交省の承認ということでした。今後、各団地で健康団地の取組を進めて、

コミュニティの充実を図っていくためには、団地自治会の方々などが活動を行うための拠点が必要だと思います。県営団地の応募倍率は、先日も話がありましたように約10倍という中で、活用できる住戸ということについては限られていると思いますが、健康団地の取組を進めるためにも積極的に空き住戸を活用していくべきと思いますが、どうですか。

公共住宅課長

今後、健康団地の取組を効果的に進めていくために、対象となります196団地について高齢化率と団地規模の区分によりまして、四つのカテゴリーに分けて、それぞれの特徴を整理しております。

規模の大きな団地は空き住戸の他に余剰地、空き施設など、活動拠点を確保できる見込みが高いということですので、周辺地域の中核となるような取組を、また、規模の小さい団地は空き住戸も含め、活用できる場所が限られておりますので、周辺地域の地域と連携しながら、いろいろな施設を活用して取組を進めていこうと思っています。

この健康団地の取組を進め、コミュニティの充実を図るためには、団地住民を主体とする支え合い活動の拠点、これが是非とも必要だというふうには考えておりますので、各団地の状況に応じて、空き住戸はもとより、空き施設、余剰地などを含めて、積極的に活動拠点として使っていきたいというふうに思っております。

亀井委員

今、冒頭からの話で、要するに各自治会の話ですね。自治会の運営とか自治会が主体になってやっていかなければいけないということがあるのですが、自治会の中でも若い方がいらっしゃらなくて、もう本当に高齢の方々だけでやっていて非常に大変なところもあるんですね。

そういった意味からは、要するに、若い世代の方々にやっぱり居住していただかなければいけないということもあるので、確認の意味で、若い方々の居住のためにどういうことが考えられますか。

公共住宅課長

今、委員、お話のとおり、私ども健康団地の取組を進めるに当たって、各自治会の方々からいろいろお話を伺っておりますし、アンケート調査などもしております。その中でやはり自治会の役員の方々が高齢化して、もちろん住んでいる方々も高齢化しているので、是非若い方をという声は非常に多くございます。

そうしたこともあり、この健康団地の取組の中では、特に若者向けに住戸を、例えば床をフローリングにするとか、少し若者向けに整備したような部屋を用意しまして、そこに若い方々を募集するといった取組も行っております。そうした形で集まっていたいただいた方々に、今度は自治会活動に参加していただかなくてはいけませんので、いきなり自治会役員みたいなことをどんどん義務付けるというよりも、少し柔らかい、できることから、といったようなことで取組をしていただけるように、その健康団地の取組の中ではまずみんなが集まるような場を設けるとか、そういったようなことをしながら、コミュニティ活動の中に若い方々にも参加していただくと、こういったことをしていこうと思っています。

おります。

亀井委員

フローリングとかをして、若い人が住みやすいような環境づくりということが大事ですよ。

若い方々に来てもらうという取組と、県土整備局としては多世代近居という取組があると思うのですが、その関連はどのように考えればよろしいですか。

公共住宅課長

県土整備局として多世代近居の取組をしております。これは基本的には、高齢の方と、それから若い方々ができるだけ近いところに住んでいこうということでございます。

県営住宅におきましては、今、申し上げましたようにコミュニティに若い方々に入っていて参加を促していこうということでございますので、大きな多世代近居という枠組みの中で県営住宅でも、そうした取組をしていくということでございます。

亀井委員

最近では学童保育には入れない方とか待機児童とかという話もありますね。昔は大家族だったからそういうところは解消できていたのですが、今は核家族化だから、そういうことが表面化してきておりますよね。

私は、これはできるかできないかは今、課長にお聞きしますが、私がいつも思うのは、県営団地は今、すごい高齢化率、50%以上のところもあると思うのです。ほとんどおじいちゃん、おばあちゃんですよ。老老介護みたいなことにもなってしまうと、近所付き合いそのものが老老介護みたいになってしまうと。そうしたら、二世帯住宅ではなくて、要するに県営団地に二世帯で住めるようにすればいいなと思っています。

例えば1階におじいちゃん、おばあちゃん、2階にはその息子さんとかお孫さんが入る。そうしたらお孫さんが学校から帰って学童に行く必要がないですね。おじいちゃん、おばあちゃんのところに行けばよい。お父さん、お母さんは共働きだから、夜帰ってきたら、おじいちゃん、おばあちゃんのところから子供をまた連れてくればよい。

そのような形になれば、はっきり言って、この多世代近居というような活動ができるし、多世代近居というのがしっかり表現できるし、そういうものがあれば、今、空き住戸がなくて、10倍ということですが、浦賀団地みたいに空き住戸を利用して何かやろうということもあるし、今の課長の答弁からすると、空き住戸をしっかりと使って、皆さんに役立つような形でやっていきますよ。国交省の承認が必要ですけどねという話になるのですよね。

だったら、まずそういうところの若い方々を入れるという観点からも二世帯で住めるようになる。そのような応募の仕方をやっぱりこれからは工夫していかなきゃいけない。私はそう思うのですが、いかがですか。

公共住宅課長

県営住宅の基本は公募によって入るということでございます。したがって、今現在、例えば一つの団地におじいちゃん、おばあちゃんの世帯が入っているの、その子供さんたちが入るといったことを抽選によらずに行うという

ことは、制度的に難しいという状況というか、基本的にできないという状況になっております。

ただ、今、委員、お話しのとおり、お互いに他世代が支え合うということは大事だというふうに思っております。浦賀かもめ団地でいろいろ話が出たときに、住戸の1階を活用するのですけれども、その中でそういう若い世代と、それから高齢者が触れ合う場をつくろうかといったような話もございました。

具体には浦賀かもめ団地がよろず相談ということに今なっておりますけれども、今後、そうした健康団地の取組の中で、1階の空き住戸を使ったコミュニティの場などで、そういった交流の活動をしていければというふうに思っております。

亀井委員

募集の仕方としては非常に難しいし、やはりそれなりの規制があるかと思うのですが、これは提案なのですね。これからのことを考えると、皆さんも現場に行っていて、県営団地の状況をよく把握してくださっているとは思いますが、公園なんかあっても若い方は誰も使いませんよ。おじいちゃん、おばあちゃんがその辺を散歩されているという状態になっていて、本当にそういう若い方々、若い世代に入ってもらって、そういうにぎわいもしっかりと取り入れながら、更に自治会も活性化しながら、空き住戸ということが結構目立つよ、というふうに私なども言われるのだけれど、そういうことがないようにしていかなければいけないと私は思うのです。

今現在の問題になっている、私が冒頭申し上げたような問題も、それによって多少はというか、大きく回復するというか、改善していくのではないかなというふうに思いますので、是非、そういうところを、まず健康団地というふうに名称で言われているのであれば、老若男女を問わず、本当に健康だというふうに言われるような、そういう住居をこれから目指していただきたいなど、そのように思います。

その他の要望に関して申し上げますと、これから先、どこの自治会でも高齢化はやっぱり進んでいく。コミュニティの充実ということが課題になっていくと思います。今、申し上げたとおりです。健康団地の取組はそうした課題を解決していくための先行事例になると思います。自治会がコミュニティを充実していくための取組を行っていくためには、活動の拠点、それが必要だと思いますので、それも踏まえた上で、しっかりと全体的なトータル的な健康団地を目指していただくことを要望させていただきます。

それでは次に、空き家対策について何点かお聞きしたいなと思います。

この空き家対策については、私の地元である横須賀市は独自に条例を制定したり、空き家バンクなどの制度を設けるなど、先進的に取り組んでいると承知しています。そうした中で昨年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されまして、2月26日には一部施行されたところでありまして、そこで、市町村の取組を中心に何点か伺っていきなさいと思います。

まず、今回の空家対策法の施行以前に、独自に空き家対策について条例を制定している県内の市町村はどのくらいあるのか、どこなのか、確認をさせていただきます。

住宅計画課長

県内で空き家対策について条例を制定しているのは横須賀市、逗子市、座間市、湯河原町、愛川町の5市町です。

亀井委員

そもそも論で大変申し訳ないのですが、空き家の判断基準というのはどこに置かれるのですか。

住宅計画課長

空き家の定義というのはこれまでございませでした。ここでいわゆる空家対策法ができて、その中に特定空家等というものができました。これは、例えば倒れそうだったり放置されていると危なくなったり、あるいは防災上、危険だとか、こういったものの一定の基準がありまして、これに該当するものについては特定空家等と言います。等の中には一般の建築物も入っております。そういう形で法律で改めて規定されたという形です。

亀井委員

これは法律で空家と特定空家と分かれていますが、要するに1年以上そこに出入りがないとか、そのような定義というのはなかったでしょうか。

住宅計画課長

明確に1年以上というものではありませんが、今回、基本指針というのが国から示されました。その中にはおおむね年間を通じて使用していない状態があるというのを明示されたということですので、厳格に1年とは言っていませんけども、おおむね大体1年間ぐらひは使っていないものを言っているというふうに理解してよいと思います。

亀井委員

次の質問ですけれども、私の地元である横須賀市でも、先ほど申し上げましたように条例を制定していて、空き家対策に取り組んでいるのですが、空家対策法ができたことで条例との関係はどのようになりますか。

住宅計画課長

国や庁内の関係部局に確認したところ、法文上は、空家対策法による空き家等対策計画を必ずしも策定しなくても、指導・勧告や行政代執行ができるということです。

法律と条例の関係についてですが、地方自治法において、条例は法律の範囲内で制定できるとされておりますので、法律と条例の両方が存在する場合、どちらが先にできたかにかかわらず、その条例は法律と矛盾したり、抵触してはいけなくなります。最高裁の判例では、法律と条例の問題について、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾、抵触があるかどうかによって条例の適合性について判断されるとしています。

今回の横須賀市の例で申し上げますと、空家対策法では、命令・勧告をする場合、相手方に弁明の機会を与えなければならないという規定を設けておりますが、横須賀市の条例では、そういった規定を設けていませんので、横須賀市が弁明の機会を与えずに条例に基づいて命令・勧告等をした場合、その処分を巡って争いになる可能性もあると考えられます。

そうしたことから、横須賀市などすでに条例を定めている市町については、

今後、法律との整合について、その取扱いを検討していくこととなりますし、県としても検討課題と認識していますので、市町をしっかりとサポートしていきたいと考えています。

亀井委員

是非、県民に分かりやすく、庶民の方々にも分かるような形で運用をお願いしたいと思います。

次に、また条例ですけれど、横須賀市の条例で、危険な空き家の所有者に対して市長から勧告・命令、さらには行政代執行までできるようになっております。今回、施行した空家対策法に基づいて空き家対策に取り組んだ場合、メリットを具体例を出して教えてもらえますか。

住宅計画課長

まず空家対策法では、空き家に関する総合的な対策を計画に定めることとなります。いわゆる対症療法的な対応ではなくて、総合的、計画的に対策を進めることができるようになります。具体的なメリットとしては、法に基づいて取り組む場合は、市町村長には空き家の所有者等を把握するために固定資産税の情報の内部利用が可能になったり、所有者が分からない場合でも行政代執行が可能となります。

また、空き家が放置される要因の一つとなっていた固定資産税の軽減措置をなくすことが可能になりまして、空き家の除却を促すことができるようになるということがメリットだと思います。

亀井委員

軽減措置もなくす、行政代執行に関しても執行しやすくなるよということですよ。

次の質問ですけれども、空き家対策には、適正管理を促すために利活用を促すことが大切なのですね。今みたいな壊すことではなく、利活用です。横須賀市では学生向けのシェアハウスの支援や空き家バンクなども取り組んでいるのですが、こうした利活用の取組についても空家対策法ではどのような取組ができるのか伺います。

住宅計画課長

空家対策法は、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが背景となってできた法律ですが、空き家の利活用も含めた施策を総合的に推進することを目的としています。

したがって、空家等対策計画には、空き家の適正管理を促すだけでなく、シェアハウスの支援、あるいは空き家バンクなど、利活用の施策についてもしっかりと位置付けて推進することとなります。

亀井委員

今後、県は横須賀市など、先駆的な空き家対策に取り組んでいる市町と空き家対策にこれからも取り組もうとする市町村では対応の仕方も違って来るかなと。法の前後というか、先ほどの話ですけれども、技術的な支援はどのようなことができるか、具体的にお答えいただけますか。

住宅計画課長

これまで県では空き家対策に取り組む上で、横須賀市などの取組が進んでい

る市町から対策の具体の手法などを参考とさせていただいてきております。

こうした市町とは今後とも、先進事例などを情報交換しながら、引き続き連携して取り組んでいきたいと考えております。

一方、これから空き家対策に取り組む市町村に対しては、庁内での調整の仕方あるいは空き家の実態把握の方法など、これまで先進的にやってきた市町、あるいは我々、例えば居住支援協議会で活動してきた内容、こういった県が持っているノウハウ提供していこうと考えております。

さらに、県では、全ての市町村で構成する市町村行政実務者会議を設置いたします。計画の策定方法とか、あるいは指導・勧告など、法的措置の実務について情報や課題を共有しながら、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

亀井委員

最後に要望ですけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行によりまして、今後、各市町村で計画策定などの取組が始まると思います。県はこれまで先駆的に取り組んできた市町のノウハウを情報収集するとともに、これから取り組もうとする市町村に対してはきちんと情報提供や支援を行うなど、広域自治体としての県の役割をしっかりと果たしていただくよう要望いたします。

また、このメリットのところ、先ほどお話しいただいた行政代執行の話ですとか固定資産税の話というのは、実際に行き来がなくて1年以上になっても、それこそ倒れそうな家の持ち主が多分いると思うのですね。そういう方々にも分かりやすいような通知ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、かながわのみちづくり計画について、少し確認をさせていただくような意味で何点かお聞きをしたいと思います。本県の幹線道路の整備はかながわのみちづくり計画に基づき、計画的に取り組んでいることは承知しています。そこで本計画の進捗状況と今後の取組について何点か伺いたいと思います。

まず進捗状況について伺う前に、かながわのみちづくり計画の概要について確認をさせていただきます。

道路企画課長

かながわのみちづくり計画は、厳しい財政状況の下、選択と集中を図りながら効率的・効果的に幹線道路網等の整備を進めるために策定いたしました。この計画では、県土構造の骨格となります自動車専用道路網の整備やインターチェンジ接続道路の整備、それと自動車専用道路網を補完して、地域の交流や連携を支えます交流幹線道路網の整備などを位置付けまして、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間としまして、この中でも整備箇所と供用延長の目標等を定めている計画でございます。

亀井委員

次に、かながわのみちづくり計画の概要について、今、説明があったのですが、この道路を整備の計画に基づいた上で、進捗状況について伺いたいと思います。

道路企画課長

道路整備の進捗状況でございますけれども、自動車専用道路網の整備では、さがみ縦貫道路などの12路線、延長約66キロメートルの供用を計画しております。平成26年度末の状況でございますけれども、約40キロメートル、約6割を供用する見込みでございます。

次にインターチェンジ接続道路の整備では、国道129号の戸田立体などの8箇所、約9キロメートルを供用目標といたしまして、これまでに約6キロメートル、約7割を供用しております。

さらに、交流幹線道路網の整備では国道134号の拡幅整備など、86箇所、約54キロメートルを計画し、この平成26年度末では約35キロメートル、約7割を供用する見込みでございます。

亀井委員

しっかりと進んでいるようなのですが、この3月にさがみ縦貫道路、3月8日ですね、全線開通し、その効果は三浦半島地域をはじめ、県内全域に波及させるためには、まだまだ自動車専用道路の整備が必要であると考えますが、今後、自動車専用道路の整備にどのように取り組んでいくか伺います。

道路企画課長

さがみ縦貫道路は3月8日に開通いたしますが、さがみ縦貫道路と接続いたします新東名高速道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線などの大変重要な自動車専用道路がまだ完成しておりません。

そこで、県といたしましては2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックの効果を県内全域に波及させるためにも、県土の骨格となります自動車専用道路網の整備を国などに積極的に働き掛けてまいります。併せて自動車専用道路を有効に活用するため、地元市町と連携いたしまして、スマートインターチェンジの整備促進に取り組みます。

亀井委員

2月9日は知事が太田国土交通大臣のところに要望に行きまして、私も同席をさせていただいて、横浜横須賀道路が今、1,440円のところを900円台にするということ、発言をしっかりとさせていただいて、さらに、国交省の方針というのを今年の夏くらいまでには出すのかなというふうな前向きな話もありました。横横道路がそのような形で安くなっていくのですが、それと同じように、その他に例えばスマートインターチェンジの整備等もやはりやっていかなければいけないですから、私の地元の横横道路の横須賀パーキングエリアで、スマートインターチェンジが検討されているのですけれども、これについて伺いたいと思います。

道路企画課長

まずスマートインターチェンジにつきましては、ETC車限定のインターチェンジでございます。横須賀PAスマートインターチェンジにつきましては、横浜横須賀道路の横須賀パーキングエリアと横須賀市道の坂本芦名線を結ぶインターチェンジでございます。

このインターチェンジからは横浜方面へ乗ることができ、また、横浜方面から降りることができるいわゆるハーフインター形式のインターチェンジでござ

います。

亀井委員

これが整備されるとどのような効果がありますか。

道路企画課長

この横須賀PAスマートインターチェンジは、三浦半島の中央部に位置しておりまして、その西側には大楠山ですとか佐島漁港などの観光拠点がありますが、高速道路へのアクセスが不便となっております。このスマートインターチェンジの整備により、横浜横須賀道路が利用しやすくなり、観光振興が期待されるところでございます。

また、災害発生時には陸上自衛隊武山駐屯地より横浜・川崎方面へ出動する際には、スマートインターチェンジが利用できることで、横浜横須賀道路へのアクセス道路が複数になりまして、迅速な救援活動につながることを期待できます。

亀井委員

観光振興の効果があるようなのですが、現在の取組状況はどうでしょうか。また、県の今後の取組方ということも含めて、現在と、そして将来的なビジョンも含めて、どういうふうに考えているのかをお聞きします。

道路企画課長

横須賀PAスマートインターチェンジにつきましては、平成23年7月から横須賀市が事務局となりまして、国、県及び高速道路会社などから構成されます勉強会を開催しております。事業化に向けまして、実施計画書の策定が必要となることから、現在、計画書案を作成し、関係機関と協議を進めているところでございます。

県の今後の取組でございますけれども、スマートインターチェンジの事業化に当たりましては、まず国に実施計画書を提出いたしまして、その後、連結許可を申請することとなります。これまでの事例では、実施計画書の提出は昨年度は6月、それ以前は年度末が多かったことから、この機を逃すことがないように関係機関との調整を進めております。今後も引き続き、横須賀市としっかりと取り組んでまいります。

亀井委員

話は変わりますが、かながわみちづくり計画の中に位置付けられております、私の地元であります、三浦縦貫道路Ⅱ期区間の残区間、それと都市計画道路西海岸線、これの進捗について、それぞれ伺いたいと思います。

道路整備課長

三浦縦貫道路Ⅱ期区間、先行整備区間は現在利用中ですが、この残区間というところでございますが、これにつきましては、お話のございました西海岸線と比較対象という形で検討を行いまして、両方とも、三浦半島にとっては非常に重要な路線であり、必要な路線であるということが出てまいりました。

この検討を昨年行ってまいりましたので、現時点では西海岸線については来年度、調査をしていこうと思っております。三浦縦貫道路の残区間につきましても今後、そういった必要な検討を続けていく。この区間において、いわゆる三浦縦貫道路先行整備区間から先ほどの区間について、どのような整備をして

いこうか、西海岸線も非常に有効であり、三浦縦貫の残区間も非常に重要な路線だということで、まずはそういった検討、調査を進めていくことを考えております。

亀井委員

県土整備局としては、残区間はどのぐらいまで進捗しているのですか。進んでいるのか遅れているのか、遅れていたらその理由も聞きたいのですが、なおかつ将来的なビジョンとしていつぐらいまでということを考えているのか。これはみちづくり計画に載っているのだけれど、今の状況から踏まえて、しっかりとそれが踏襲できるのかどうか。

西海岸線はどのぐらいの区間を考えているのか。さらに縦貫道のⅡ期区間の残区間と西海岸線を考えたときに、どちらを優先するのかということもお聞きしておきたいです。

道路整備課長

三浦縦貫道路の残区間につきましては、現在の段階では先ほども申しましたとおり、調査を進めていこうと、検討していこうという段階でございまして、いつまでに整備に入れるかということについては申し上げられる段階ではないと思っております。

西海岸線につきましても、来年度から調査を進めてまいりますので、こちらにつきましても非常に重要な路線とは思っておりますが、今時点でいつから工事に着手できる、事業に着手できるということは申し上げることのできない状況で、両方とも調査、検討を来年度進めていきたいというふうに考えております。

道路部長

少し整理してお話しさせていただきます。

三浦縦貫の残区間 2.5 キロメートルございます。それと西海岸線、これもやはり距離数で言うと 2.5 キロメートルございます。これまで県と市で、これをどちらを優先的に進めていけば効果があるかという検討をしてみました。

特に視点といたしましては、交通渋滞の緩和ですとか地域経済の活性化、あるいは災害時への対応力の強化等、検討しておりまして、その比較検討の中から西海岸線を先行させた方が有利だろうというような結論に達しまして、平成 27 年度から西海岸線の調査・検討を具体化してまいります。それに併せて三浦縦貫の残りの区間につきましても 検討する意味もございますので、調査も深めてまいります。いずれにいたしましても、西海岸線を先行させるということで詳細な調査に入っていきたいと考えております。

それともう一点、残区間と現在ある三浦縦貫の間に先行区間というのを整備しております。実はこれにつきましては、供用開始年次を定めてやっておりますが、文化財が発掘されまして、かなりの期間を要しております。期間といたしましては、平成 28 年度を目指しておりましたが、4 年ほど延ばさせていただきまして、平成 31 年の供用開始ということで目標を変えましたけれども、一日も早い供用開始を目指して、これからも取り組んでまいります。

亀井委員

しつこく聞いてすみませんが、西海岸線は大体どのぐらいのスパンを考えて

いますか。

道路部長

西海岸線でございますけれども、まずは調査、いろいろ環境面の調査をしなければいけないということで、着工まで、工事にかかるまでやはり3年から4年は見込むべきかなと考えております。今までの事例から言っても、工事に着工してからも大体10年程度かかるのではないかな。かなり大規模な橋が架かりますので、そういった目安は付けておりますけれども、今後、先ほど申しましたとおり、詳細な調査をする中で、コスト削減とかそういうことも考えつつ、具体的にどれぐらいかかるか考えてまいりたいと思います。

亀井委員

今、道路と下水道とかの民営化の話が浮上してしまっていて、民営化することによって、工事期間の短縮と、やはり費用負担の軽減ということを考えると、コンセッションという方式があつて、それを導入しようと、愛知県などでは特区か何かでやろうとしているようですが、コンセッションとは何でしょうか。

県土整備経理課長

コンセッションというのはPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップのことで、PFIの拡大版のようなものであり、要は民間の技術、あるいは経営ノウハウを生かして公的施設を管理する一つの手法になります。PPPという大きな概念の中で、その中の一部にやり方としてPFIというのがあります。従来の県のPFIと公共施設等の運営権を民間に譲渡する方式で、例えば有料道路の運営権を民間企業にやらせるような、そういったものがコンセッション方式となっております。

亀井委員

これのメリットとデメリットは何ですか。

県土整備経理課長

まずこの方式については、国の方でモデル事業を平成34年度を目途に実施しようとしており、国でもまだ研究段階で、私どもの方でもまだ詳細については把握しておりませんが、民間の経営ノウハウを生かして、効率的な施設の維持運営を行う、従来のPFIと同じような考え方で行うという点ではメリットだと思います。

一方、デメリットとしては民間に公的な施設の維持管理を任せることになるわけで、経営的な観点で公的施設の安全性の担保がどうなのかといった点については、施設によってですが、課題はあるものと考えております。

亀井委員

安全面とかデメリットをしっかりと払拭した上で、今、部長がおっしゃったように、この西海岸線に関しては調査だけで3年から4年かかりそうで、さらに、そこから着工して工事が終わるまでに10年以上かかりそうだということであれば、コンセッション方式を導入するということはどうですか。

道路部長

民間のノウハウ、あるいは資金力を活用して事業をやるということになりますと、やはり投資した分を回収しなければいけない。そのところをどうやって回収するかというと、要は利用者からの料金収入でそれを賄うということにな

ります。

今回の西海岸線を考えたときに、私の所感ではありますけれども、料金収入で維持管理などを賄うことは難しいと思います。やはりここは公共がしっかりと道路を造って無料で開放していくというのがよろしいかと思います。

亀井委員

こうした方がいいよという提案ではなくて、皆さんの御意見を聞く場なので、私の提案ではありませんが、今みたいな時間的な、要するに結構、長時間かかってしまうということもあって、そういうことを少しでも前倒しでいけば、なおかつ建築するのにその費用負担もばく大なものになるので、民間のノウハウを使ってみるのはどうかなということは一応、問い掛けという形にさせていただきませんが、是非、三浦の方は、この橋も一つの観光の目玉にしたいというふうな趣旨があるみたいなので、是非そういうところもくみ取っていただいて、全体的にトータル的に検討していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。